

第3期福生市バリアフリー推進計画（素案） 【概要版】

1 計画の目的と位置づけ

- 誰もが住みやすく、自由に市内を歩いたり移動したりできる安全・安心なまちづくりをめざして、これまでの取組や福生市の現状を踏まえ、新たに計画を改定し、『第3期福生市バリアフリー推進計画』を策定することになりました。
- 『福生市総合計画（第4期）』の分野別計画として策定します。
- 『第5期福生市地域福祉計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

3 計画の基本理念

本計画の基本理念はこれまでの基本理念を引き続き継承し、『市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち』とし、バリアフリー等推進の目標としていきます。

『市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち』

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の4つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な推進を図ります。

基本目標1. 施設のバリアフリー等

基本目標2. 心のバリアフリー等

基本目標3. 情報のバリアフリー等

基本目標4. 施策面等におけるバリアフリー等

4 分野別推進計画

(1) 道路

<施策の方向性>

○だれもが利用しやすく、出かけたくなるような道路づくりを進めます。

<主要施策>

- ◆歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくり
- ◆区域等を定めた道路づくり
- ◆幹線道路のバリアフリー整備
- ◆市民参加による道路のバリアフリー等
- ◆道路整備計画の策定
- ◆関係機関との連携と協力

(2) 駅

<施策の方向性>

○すべての市民が、鉄道駅を支障なく利用できるように、市内全駅のバリアフリー整備を図ります。

<主要施策>

- ◆駅の整備の推進
- ◆鉄道事業者への要望、要請
- ◆バリアフリー法に基づく基本構想の作成

(3) 市の建築物

<施策の方向性>

○市民のだれもが支障なく利用できるよう、市の建築物を整備します。

<主要施策>

- ◆施設の設置及び改修等
- ◆体育施設の整備の推進

(4) 都市公園

<施策の方向性>

○だれもが行きたい公園づくりを進めます。

<主要施策>

- ◆出入口や園路の整備
- ◆トイレの整備
- ◆障害者用駐車スペースの確保
- ◆憩いの場の整備
- ◆「公園ボランティア制度」の実施
- ◆「公園・緑地整備計画」の策定
- ◆遊具の整備

(5) 学校教育

＜施策の方向性＞

○学校施設のバリアフリー化に努めるとともに、高齢者や障害のある人等への理解と思いやりの心がはぐくまれるよう、教育活動を推進します。

＜主要施策＞

- ◆人権教育の推進
- ◆身体的な障害のある児童・生徒の受け入れ
- ◆学校施設のバリアフリー化の推進

(6) 生涯学習

＜施策の方向性＞

○市民一人ひとりが「心のバリアフリー」「心のユニバーサルデザイン」をめざし、互いに支え合い、共に生きることができる社会の実現をめざします。

＜主要施策＞

- ◆生涯学習環境のバリアフリー推進
- ◆高齢者・障害のある人等を対象とした事業の充実
- ◆ボランティア活動の推進
- ◆情操教育の充実
- ◆高齢者、障害のある人との交流の促進

(7) 市民参加

＜施策の方向性＞

○市民一人ひとりが「思いやり」の気持ちを持って、ハード・ソフト両面から「まち」のバリアフリー等を推進します。

＜主要施策＞

- ◆市民への普及・啓発
- ◆近隣の高齢者や障害のある人等への配慮
- ◆身体障害者補助犬同伴者への理解の促進
- ◆市民の意見要望等の把握
- ◆危険箇所の連絡の依頼
- ◆「商店街振興プラン」の推進

(8) 組織の対応

＜施策の方向性＞

○職員がバリアフリー化やユニバーサルデザインについての共通認識を持ち、全庁を挙げてバリアフリー対応を推進します。

＜主要施策＞

- ◆施設のバリアフリー等
- ◆心のバリアフリー等
- ◆情報のバリアフリー等
- ◆施策面等におけるバリアフリー等

5 計画の推進

本計画の推進にあたっては、各部局が連携・協力し、全庁を挙げて取り組みます。

(1) 行政の役割

- ◆施設のバリアフリー等
 - ・施設の新設
 - ・既存施設の整備
 - ・連続性のあるバリアフリールート確保
 - ・施設の整備基準
- ◆心のバリアフリー等
- ◆情報のバリアフリー等
- ◆施策面等におけるバリアフリー等

(2) 民間事業者の役割

- ◆施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリーの徹底
- ◆看板、商品その他物品の撤去
- ◆高齢者、障害のある人等への配慮
- ◆行政への協力

(3) 市民の役割

- ◆心のバリアフリー・心のユニバーサルデザインの推進
 - ・人権啓発の取組
 - ・思いやりと配慮
- ◆ルールとマナーの遵守
 - ・放置自転車等の根絶
 - ・自動車の駐車、停車及び運転マナー
 - ・樹木、植栽等の剪定
- ◆情報の伝達

(4) 計画推進のための環境整備

- ◆進行管理の徹底
- ◆市民参加の促進